

# NOR SHIPPING 2019

会期：2019年6月4日～6月7日

会場：Norges Varemesse, Oslo, NORWAY

## 出展物輸送のご案内



JAPAN SHIP MACHINERY & EQUIPMENT ASSOCIATION

一般社団法人 日本船用工業会

### 推薦業者 株式会社石川組

連絡先	所在地：	〒140-0002 東京都品川区東大井4-14-2
	TEL：	03-3474-8102
	FAX：	03-5460-9841
	担当：	営業本部 国際部 展示会チーム 渡邊 h_watanabe@ishikawa-gumi.co.jp

平成27年度の国際海事展から輸送費用は出展企業様のご負担となります。

## Section-1

## 輸送日程

## 日本出荷

※船便、航空便ともに個別有料サービスとなりますので、業者の選定はお早めをお願いします。

船便 	■書類	提出期限	3月6日(水)	※必要書類 → Section-6 (Page - 7)参照	
	■貨物	指定倉庫搬入期限	要梱包	3月8日(金)	※石川組に輸出梱包を依頼する場合
			梱包済	3月12日(火)	※既に輸出梱包済でそのまま出荷可能

※石川組に輸送を全て委託した場合のスケジュール。

航空便 	■書類	提出期限	5月9日(木)	※必要書類 → Section-6 (Page - 7)参照	
	■貨物	指定倉庫搬入期限	要梱包	5月13日(月)	※石川組に輸出梱包を依頼する場合
			梱包済	5月16日(木)	※既に輸出梱包済でそのまま出荷可能

※石川組に輸送を全て委託した場合のスケジュール。

- ◆ オーバーサイズ貨物(ノーマルコンテナに積載できないもの)は、特殊コンテナの確保等によりスケジュールの見直しが必要となります。事前にご相談下さい。長さ6m / 幅2.2m / 高さ2.2m を一つでも超えるもの

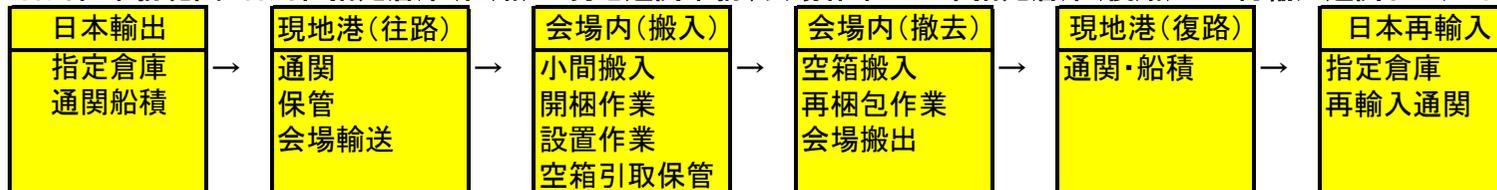
## 展示会終了後

- ◆ 日本返送・第三国転送
- 現地からの返送・転送に関しまして、予想以上に時間がかかる場合があります。  
お急ぎの場合(次の使用日程が決まっている等)は、必ず日本出荷前に石川組にご相談下さい。  
事前に申請を頂いていない転送品は通関書類の関係上転送ができなかったり、時間を要する可能性があります。
- 原則として展示会終了後は速やかに貨物の再輸出の手続きをする必要があります。

# Aコース 石川組一貫お任せ輸送プラン

日本の石川組指定倉庫に貨物を入れて頂き、その後は展示会場ブース設置、展示会終了後の再梱包、日本への輸出通関  
日本での再輸入通関までの一貫輸送を石川組が責任をもって行います。

石川組業務範囲: 石川組指定倉庫(往路)～現地通関業務、会場作業～日本指定倉庫(復路)での再輸入通関まで(※石川組手配範囲:黄色)



メリット: 日本指定倉庫搬入後は展示会輸送実績豊富な石川組の管理の下、輸送をさせていただきますので、安心して展示会を迎えることができます。

注意点: 指定倉庫までの配送料、梱包料、再輸入後の国内配送はオプションとなり通常の業務範囲には含まれておりません。

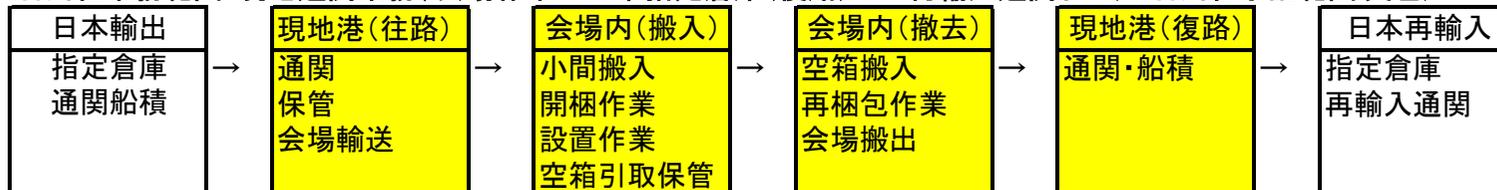
書類提出日と貨物搬入を厳守して頂く必要があります。

※展示会場内での展示物開梱、空箱保管及び再梱包に係る経費は日本船用工業会様に支払う出品料に含まれております。  
(クレーンなどを使用した特殊作業が必要な場合は別途費用が発生いたします)

# Bコース 現地通関・会場内作業委託プラン

現地指定港までをご出展者様の手配で港到着以降の通関及び現地開梱、再梱包作業、展示会終了後の再梱包作業、日本の港までを石川組で行います。

石川組業務範囲: 現地通関業務、会場作業～日本指定倉庫(復路)での再輸入通関まで(※石川組手配範囲:黄色)



※往路での現地港着まで及び、復路での日本の港到着後の通関業務等は各社様の責任において、輸送を行っていただきます。

メリット: 普段使い慣れている輸送業者(フォワーダー)に輸出及び再輸入を依頼でき、現地での手間のかかる通関及び作業は石川組に依頼することができる。

注意点: 現地及び石川組のインストラクション通りに書類を作成頂き、現地港到着期限を守っていただく必要がございます。如何なる理由(本船遅延等)におきましてもインストラクション通りに貨物が輸出及び現地港に到着しなかった場合は、石川組での取扱いは不可能となります。また、日本サイドで石川組が輸出通関を行わない為、日本での再輸入通関は石川組で行うことができなくなります。その他の注意事項につきましては、『輸送費各社負担についてのQ&A』のQ4をご参照ください。

※現地費用見積もり、輸出時に必要な『CONSIGNEE』、『NOTIFY』現地港への到着期限等は石川組へお問い合わせください。

※日本での再輸入通関につきましては、必ず輸出した通関業者様へご依頼ください。  
(※石川組での再輸入通関は不可能となります。)

※展示会場内での展示物開梱、空き箱保管及び再梱包に係る経費は日本船用工業会様に支払う出品料に含まれております。  
(クレーンなどを使用した特殊作業が必要な場合は別途費用が発生いたします)

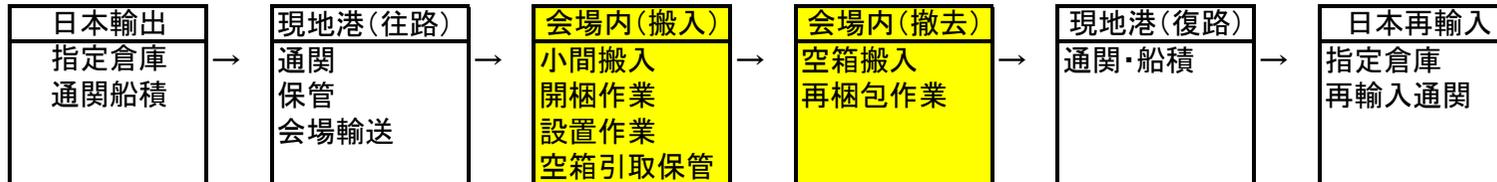
# Cコース 会場ブース内作業委託プラン

展示会場ブースにて開梱、設置、展示会終了後の再梱包までを石川組が行います。

展示会場ブース搬入までは、出展者様の手配で行って頂き、展示会が終了し、石川組の再梱包終了後は出展者様手配で搬出等を行って頂きます。

また、開梱時には貨物状態(破損の有無)の確認、再梱包時には石川組の梱包に不備が無いことを確認して頂く為、必ず作業に立ち会って頂きます。立会が無い場合は石川組での開梱・再梱包作業はいたしません。

石川組業務範囲: 展示会場での開梱、設置、再梱包のみ(石川組手配範囲: 黄色)



注意点: 現地作業の管理の関係上、石川組の現地スケジュールにあわせて、貨物を搬入して頂く必要があります。

撤去時に梱包が終了後、貨物は弊社の管理外となりますので、貨物の搬出等には立ち会うことができません。

展示会終了後に貨物が会場内に残っているため、主催者よりペナルティーがあった場合は、石川組での責任は負いかねます。

日本出荷時の梱包についての規定は、本書の『Section-6 輸出梱包』に従い作成願います。

その他の注意事項につきましては、『輸送費各社負担についてのQ&A』のQ5をご参照ください。

※展示会場内での展示物開梱、空き箱保管及び再梱包に係る経費は日本船用工業会様に支払う出品料に含まれております。  
(クレーンなどを使用した特殊作業が必要な場合は別途費用が発生いたします)

※Cコースご利用のお客様でフォークリフト/作業員が必要な場合は必ず事前に貨物内容をご教示ください。

※石川組が輸送を行わない為、開梱時、再梱包時は必ず出展社様に立ち会って頂く必要がございます。

## Section-5

## 通関に関して

現地通関は下記の3通りに分かれます。

- A** **ATA CARNET** → → 「Invoice & Packing List (CIPL)」を提出  
※「CIPL」はPacking Listとして使用します。
- 日本でカルネ手帳を発行、カルネを使用した展示会用の国際条約に基づく一時輸入になります。(JSMEA 様の名義で発行予定)
  - 原則的には展示終了後は速やかに再輸出を行う必要があります。(カルネ有効期間:一年)
  - 日本輸出前に担保措置料を支払うので日本再輸入時は申請したアイテムに関しては輸入税は発生いたしません。
  - 現地で売却、配布、消耗の可能性があるアイテムはカルネ申請できません。形状・数量を変えずに日本へ返送するものに限りです。
  - NOR-SHIPING後第三国の展示会へ転送(最終的には日本返送)のアイテムは各社様名義にてATA カルネ発行して頂きます。
  - 外為法(輸出貿易管理令)に該当し、経済産業省の輸出ライセンスが必要なアイテムはJSMEA様名義のカルネで発行はできません。

- B** **保税通関(Temporary)** → 「Invoice & Packing List (CIPL)」を提出
- Invoice & Packing List を使用して通関を行う展示会用の一時輸入になります。
  - 原則的には展示終了後は返送する事になります。
  - 売却や転送をご予定の際には別途通関処理をする必要が有りますので日本出荷前に石川組にご相談ください。
  - 通関処理が完了するまでは会場から持ち出すことは出来ません。
  - 配布・消耗品に関しては保税申請することができません。形状・数量を変えずに日本へ返送するものに限りです。

- C** **配布・消耗品(Permanent)** → 「Invoice & Packing List (CIPL)」を提出
- Invoice & Packing List を使用し課税輸入を行います。
  - 現地で配布、消耗するカタログ、販促品、文房具等が対象になります。
  - 物品によって現地で輸入できないものや、規制があるものがあります。**※食料品、危険物につきましての輸送は不可能です。**
  - 各社にご提出頂く書類に基づいて現地へ確認しますので、書類の提出期限を厳守頂きますようお願い致します。
  - 現地輸入時、日本返送時は輸入税が掛かってまいります。

## Section-6

## 必要書類及び通関

## ■書類一覧

	書類	指定 フォーム	提出方法	送付先
1	Invoice & Packing List (CIPL)	有り	エクセルデータ形式で eメール添付送信	石川組 担当者
2	輸出貿易管理令関連書類		※必要な場合のみ eメール添付送信	石川組 担当者
3	カタログ等(製品説明用資料)		データ形式で eメール添付送信、または郵送	石川組 担当者
4	貨物鑑定資料	任意	日本再輸入時に免税申請を希望される場合 エクセルデータ形式で eメール添付送信	石川組 担当者

## ■作成要領

1	Invoice & Packing List	
---	------------------------	--

- 別添の指定フォームを使用して下さい。
- フォーム(Excel)は eメール添付で送信できます。ご希望の場合は石川組担当者に eメールでお申し付け下さい。
- 記入要領の詳細で不明な点は、石川組・国際部までお問い合わせ下さい。

2	輸出貿易管理令関連書類	
---	-------------	--

- 日本輸出に際して、「非該当証明書」や「パラメータシート」が必要な物品がある場合はご用意下さい。
- パソコン等はメーカーから取り寄せて頂く必要があります。時間を要することがありますので、ご注意ください。
- **輸出貿易管理令に該当するアイテムは各社にて経済産業省へ輸出ライセンスを申請頂き、許可書原本のご提出をお願い致します。**

3	カタログ等(製品説明用)	
---	--------------	--

- 主に税関への製品説明に使用いたします。

4	貨物鑑定資料	
---	--------	--

※ページ6 of 12 B.保税通関(temporary)のアイテムが対象。

- **日本再輸入時に「再輸入免税」を申請する為の資料です。**
- 模型/装置類など メーカー名、Model No.、Serial No. をI/Vに記載。またそれらの写真(銘板等)、及び貨物外観の写真をご提出ください。
- その他 Model No.、Serial No.等の無い場合は、別途作成して添付の上ご対応下さい。(テプラ不可。刻印されているもの)  
物品によっては免税が認められない場合もありますので、予めお含みおき下さい。

**※カルネ申請の場合はこちらの鑑定資料の提出は必要御座いません。**

- ※ 現地港到着からの業務及び現地会場内作業のみを石川組に依頼される場合は、日本輸出通関時のB/L、インボイス、パッキングリスト  
貨物梱包前の写真、梱包後の写真を石川組担当者まで送信下さい。書類締切は本船出港日の翌日(土日祝日は含まない。)まで。  
また、現地作業の際に特殊な工具や重機が必要な場合は併せてご連絡願います。

## Section-7

## 指定倉庫（日本）

船便 	関東	関西
	(株)石川組 横浜第二営業所 横浜市中区新山下3-5-3 TEL: 045-623-8235 倉庫担当: 米山	搬入場所は関東のみとなります。

※石川組に輸送を全て委託した場合の搬入場所。

航空便 	関東	関西
	(株)エアロ航空 千葉県山武郡芝山町岩山 148-15 GLP成田 1F TEL: 0479-78-1031 倉庫担当: 山崎	航空集配サービス(株)気付 エアロ航空 大阪府泉南市泉州空港南 1 TEL: 072-456-5781 倉庫担当: 内野

※石川組に輸送を全て委託した場合の搬入場所。

未梱包 	関東① ※木箱作成	関東② ※簡易梱包	関西(航空便のみ)
	(株)日祥物流 千葉県浦安市東野2-12-28 TEL: 047-352-6647 倉庫担当: 石橋	(株)石川組 横浜第二営業所 横浜市中区新山下3-5-3 TEL: 045-623-8235 倉庫担当: 佐藤	(株)セイコー 神戸市東灘区魚崎南町1-1-10 TEL: 078-431-2721 倉庫担当: 家納

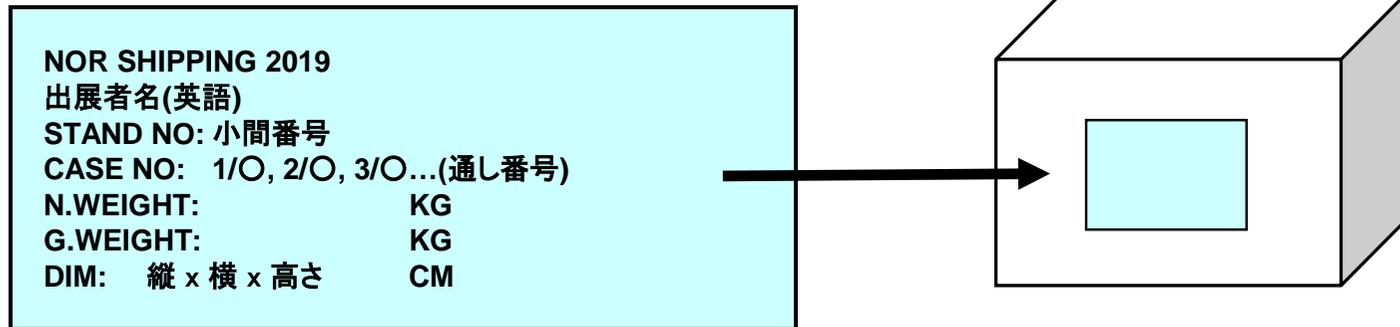
- ◆ 荷受時間は平日 9:00 - 16:00です。原則的には 土、日曜日及び祭日は、荷受け出来ません。
- ◆ 搬入の際、他の貨物との混同を避け、貴社の貨物を迅速に確認する為に" 別添の「貨物搬入票」をご使用下さい。
- ◆ 「貨物搬入票」: 巻末の指定フォームを使用して下さい。
  - ①事前に弊社・国際部宛てにファックスして下さい。
  - ②貨物搬入時に倉庫の受付にご提出下さい。(宅配便や混載便等ご利用の場合は不要です)
- ◆ 未梱包貨物に関して
  - 装置類等、精密機器や重量のあるもの、コワレモノ → 木箱梱包をお勧めします。  
※梱包が不十分な状態で輸送貨物が破損した場合は保険での保証が受けられなくなり、弊社でも責任を負いかねます。
  - 原則、LCL貨物(混載貨物)輸送となり、貨物破損のリスクを回避するため、場合によりカートン(ダンボール)の船便輸送はお断りすることがございますので、パレット、ケース等で梱包して頂きカートン(ダンボール)での出荷は避けて頂きますようお願いいたします。

## Section-8

## 輸出梱包 1/2

## ケースマーク

- 1 各外装梱包のケースマークは下記の通りご手配下さい。(梱包箱の側面2面以上に入れて下さい)  
 ※出荷から返送までの輸送途上において貴社の貨物を識別する大切なものです。  
 途中で消えたり剥がれたりしないようにご注意ください。



- 2 石川組に梱包を依頼される場合は、ケースマークは石川組で作成します。(内箱には通し番号 #1/O、,2/O~をふって下さい)  
 3 外装梱包のケースマークは両側面に明記して下さい。

## その他諸注意

- ◆ 船便貨物梱包
  - カートン(ダンボール)のみの輸送は、貨物のダメージ、紛失の発生率が非常に高くなる為  
お断りすることがございますので、パレット、ケース等で梱包して頂きカートン(ダンボール)での出荷は避けて頂けますようお願いいたします。
- ◆ 梱包木材燻蒸
  - 木材を使用した梱包に関しては、現地輸入時及び日本輸入時に「熱処理燻蒸」が義務付けられております。現行は「IPPCマーク(※)」が押印された木材の使用が必要です。
  - 加工木材であるLVL等を使用した場合は、原則として燻蒸は不要です。
- ◆ 梱包資材の再利用
 

日本への返送予定貨物、売却予定貨物等、再梱包を要する貨物は、梱包資材の現地調達が困難なため、往路輸送時の梱包を再度使用します。再梱包まで考慮した梱包、及び防錆処理、予備資材等をお考え下さい。

現地における開梱及び再梱包がスムーズにできるボルトやクリップ留めで開閉できるものをお願いいたします。

全面釘打ち及びネジ止めのケース梱包につきましては、別途、開梱、再梱包費用を頂きますので、予めご了承下さい。



## Section-9

## 輸出梱包 2/2

## ◆ 梱包強度

梱包不良によるダメージは、保険求償の対象にはなりません。  
過去、梱包不良のため、輸送途中に機械のダメージや、錆・カビが発生した例があります。  
特に機械、装置等やコワレモノは、輸送中に動かないようにしっかりと固定して下さい。  
国内の輸送と比べてリスクが高まりますので、国際複合輸送に耐えうる仕様として下さい。

## ◆ 木箱等のスキッド(底面)の仕様

ハンドリフトを使用して作業をしますので、爪が入るような空間(フォークスポット)を 85mm以上作成して下さい。

## ◆ その他梱包に関する諸注意

- 重量機械は、吊具、専用ワイヤーをご用意下さい。
- レベリング・ブロックは、梱包内部の取出ししやすい位置に入れて下さい。
- 再梱包資材を予めご用意下さい。  
その他展示会終了後、再梱包に必要な特別資材についてはあらかじめ貨物と同梱をして出荷してください。
- 開梱をする面が決まっている場合、その旨を梱包上に表記して下さい。例: "OPEN THIS SIDE" "FRONT"
- ◆ 再梱包について
  - 再梱包は各出展者に立ち会って頂き、確認を頂きます。  
特殊機材(フォークリフト、クレーン)や特殊工具が必要な梱包につきましては、すべて石川組で行いますが、  
カートン(ダンボール)等、につきましては、各出展者で梱包を行っていただきます。

◆ ATA カルネアイテム/保税アイテム/課税アイテムの梱包は必ず分けて頂く様お願い致します。

◆ 再梱包時真空梱包が必要な場合は事前に御連絡下さい。(要確認)



## Section-10

## 通関に関して

## 日本側通関

- ◆ 展示会終了後に日本へ返送される貨物に関して
- 日本輸出時に再輸入まで見越した準備が必要となります。※日本返送のみの輸送は石川組ではお取り扱いできません。これまで海外展示会よりの返送貨物等は、日本再輸入時に「再輸入免税申請」をすることにより、書類審査で比較的簡単に免税が適用されておりました。しかし昨今税関の審査が厳しくなり、輸出時と再輸入時の整合性がはっきりと示されない限りは再輸入免税の適用が認められないケースが多くなっております。
- 例えば機械類等であればメーカー名、Model No.、Serial No.を書類上に明記することは当然として、出荷時の銘板及び全体の画像を撮影し、輸出申告時に提出することなどが求められております。
- 印刷物やギフトその他の消耗・配布品やフォトパネル等に関しては、原則、課税となります。
- 弊社としましても輸出通関に際して、再輸入のことまで見据えた上で、通関担当者と協議をしながら善後策を講じております。そのため荷主各位に対し、これまで以上に事細かな資料の提出をお願いする場合があります。また不可抗力の部分でやむなく課税となる場合もありますので、予めご了承の程お願い申し上げます。
- 食品、食器類(紙コップ、紙皿を含む)は日本で食品衛生法に該当いたします。輸入時に必要な食品届をご提出できない場合は、有料にて滅却処分となります。また化粧品(薬機法)、スプレー缶等(危険品)も他法令に該当いたしますので、必要書類をご準備頂くか、弊社にて滅却処分となります(有料)。

## 現地通関

- ◆ 輸入通関
- ATAカルネ/保税/課税に分けて申告をします。現地で配布消耗するものは課税通関となり、輸入税が課せられます。
- ◆ 展示会終了後の事後処理
- 保税扱いで仮輸入をしたものに関しては、展示会終了後に再輸出の手続きを行います。

## 税関審査

- 日本及び現地双方で通関手続き上の審査が大変厳しくなっております。開梱検査の割合も非常に高くなっており、書類と現物に不整合があると、貨物全体が差し押さえられる場合もありますので、ご準備の際は細心の注意を払って頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

## Section-11

## 貨物保険

## ◆ 貨物保険に関して

- 輸送途上及び荷扱い中の破損、紛失等に関しましては、貨物保険が唯一の求償手段となります。出品物の保険に関しては荷主様のご負担にて**第三者求償権放棄特約の保険**を必ず付保していただきます。
- 日本より出荷される貨物に関しては、ご希望であれば弊社にても付保は可能ですので事前にその旨お申し出下さい。その際特にご指示が無い場合、金額・貨物内容に関してはご提出いただくCommercial Invoice に記載された価格に基づきます。また付保金額以上の求償はできません。  
※事前に梱包が不十分であると弊社で判断した場合は、保険の付保が不可能な場合もございますので、予めご了承下さい。